**成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項**

成年後見人材育成研修(委託研修)（以下、「委託研修」）は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

**１．研修目標**（１）専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護

センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。

※名簿登録研修（権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する）の受講には、本研修の修了が必要です。

（２）地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

**２．日　　時**　　１日目　２０２０年　７月２５日（土）　　９時～１７時

２日目　２０２０年　７月２６日（日）　　９時～１７時

３日目　２０２０年１０月３１日（土）　　９時～１７時

４日目　２０２０年１１月　１日（日）　　９時～１７時

**３．会　　場**　　クローバープラザ

　所在地：福岡県春日市原町３丁目１番７号　電話：092-584-1212

**４．カリキュラム**別紙参照

　　　　　　　（１）講義・演習等：４日間 ２３時間

（２）事前課題**：**指定する６科目は「事前課題」を提出して頂きます。

課題については、その都度ご案内します。

**５．受講対象**下記のいずれかの者で、「６　受講要件」の全てを満たす者。

　　　　　　　（１）社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者

　　　　　　　（２）社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

**６.受講要件** （１）日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士

　　　　　　　（２）日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者、若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者

　　　　　　　（３）カリキュラムの全課程を出席できる者

**７．受講対象都道府県社会福祉士会及び定員**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 都道府県社会福祉士会名 | 定員 |
| 研修を主管する社会福祉士会（主管社会福祉士会） | 福岡県 | ４０名 |
| 研修の対象となる指定社会福祉士会（指定社会福祉士会） | 佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 | １０名 |

**８．受 講 費**　　55,000円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）

※一旦納入された受講費は、研修を主管する社会福祉士会の責による場合以外は返金いたしません。

　　　　　　　　※振込先については、受講が決定した方へ、後日ご案内します。

**９．申　　込**別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、

ＦＡＸにてお申込ください。（電話・Ｅ－mailでの申込は受け付けておりません）

　　◆申込先　　所属社会福祉士会事務局です。

**◆**申込期間４月１日～５月１日

※郵便は消印有効、ＦＡＸは必着。

**10．受講決定**受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

※申込者が福岡県の定員（40名）が超えた場合は、ぱあとなあ福岡名簿登録研修に参加し、受任を希望する方を優先します。

②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。

③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

**11．受講可否の連絡等**

　・受講可否については、５月下旬ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を超えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

**12．修了要件**研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

・面接授業の出席が100％であること

・事前課題を提出すること（期限を過ぎた場合は、修了不可になります）

・修了評価で一定の水準を満たすこと

**13．研修単位について**

（１）日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の２単位となります。

（２）本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単 位 数：２単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

**14.自然災害発生等による研修会の中止について**

自然災害発生等によりやむをえず研修会を中止する場合がございます。判断基準等は研修日の前々日に本会ホームページに掲載しますのでご確認ください。

【**新型コロナウィルスでの研修会の開催判断について**】

　　　新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響で開催スケジュール等が変更になる場合は、５月下旬に発送いたします受講決定通知書にてご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

**16．主　　催**　　公益社団法人日本社会福祉士会　生涯研修センター

|  |
| --- |
| 【お問合せ先・申込先】公益社団法人福岡県社会福祉士会　事務局　小幡〒812-0011　福岡市博多区博多駅前3-9-12 アイビーコートⅢビル5FTEL　092-483-2944　　FAX　092-483-3037E-mail　partner@facsw.or.jp |

**主　　管**　　公益社団法人福岡県社会福祉士会